

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月22日
【会社名】	伊藤忠エネクス株式会社
【英訳名】	ITOCHU ENEX CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡田 賢二
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦三丁目4番1号
【電話番号】	03(6327)8010
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 大村 達実
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦三丁目4番1号
【電話番号】	03(6327)8010
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 大村 達実
【縦覧に供する場所】	伊藤忠エネクス株式会社カーライフ事業本部関東支店 (さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地7) 伊藤忠エネクス株式会社カーライフ事業本部中部支店 (名古屋市中区錦一丁目5番11号) 伊藤忠エネクス株式会社カーライフ事業本部関西支店 (大阪市北区中崎西二丁目4番12号) 伊藤忠エネクス株式会社カーライフ事業本部九州支店 (福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注) 1. 上記の九州支店は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。
2. 平成24年6月25日から、上記の九州支店は下記に移転する予定であります。  
福岡市博多区綱場町4番1号

## 1【提出理由】

平成24年6月21日開催の当社第52回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成24年6月21日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金8円

総額903,941,296円

#### 第2号議案 定款一部変更の件

定款を以下のとおり、一部変更する。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第2条(目的) 当社は次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. ~ 33. &lt;条文省略&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>34. 前各号に付帯関連する一切の業務</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第2条(目的) 当社は次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. ~ 33. &lt;現行どおり&gt;</p> <p><u>34. 熱供給</u></p> <p><u>35. 熱供給設備、建築物及び建築付帯設備の管理・運営 受託</u></p> <p><u>36. 建築物・産業用等に付帯関連する設備のリース、設 置、運転及び保守</u></p> <p><u>37. 建築物・産業用等のエネルギー利用に関するコンサ ルティング</u></p> <p>38. 前各号に付帯関連する一切の業務</p>

#### 第3号議案 取締役3名選任の件

取締役として、岡田賢二、中山昭生、夢野裕之を選任する。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、田中雅康を選任する。

#### 第5号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を年額5億円以内(うち社外取締役3,000万円以内)に改定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	961,276	537	5	(注)1	可決99.94%
第2号議案 定款一部変更の件	961,542	283	5	(注)2	可決99.97%
第3号議案 取締役3名選任の件					
岡田 賢二	932,090	29,735	5	(注)3	可決96.91%
中山 昭生	928,682	33,143	5	(注)3	可決96.55%
夢野 裕之	928,749	33,076	5	(注)3	可決96.56%
第4号議案 監査役1名選任の件					
田中 雅康	819,869	141,956	5	(注)3	可決85.24%
第5号議案 取締役の報酬額改定の件	946,437	15,383	5	(注)1	可決98.40%

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

1. 第1号議案及び第5号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。
2. 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
3. 第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分により、全ての議案は可決要件を満たしたことから、株主総会当日出席株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権の数は加算しておりません。

以上